

6. 要綱・内規

(1)各務原市まちづくり活動助成金交付要綱

P44-58

各務原市まちづくり活動助成金交付要綱

(平成26年3月31日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動団体の行う事業に対し、予算の範囲内において各務原市まちづくり活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市民が知恵を出し合い、力を合わせて行う市民によるまちづくり活動の促進と市民活動団体の成長を図ることを目的とし、助成金の交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号）に定めるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 地域の課題解決をするため、広く市民に開かれ、自主的かつ自発的に公益的な活動を行う団体
- (2) まちづくり活動 市民活動団体が行う活動で、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表に掲げる活動に該当するもの
- (3) スタート助成金 設立後3年未満の市民活動団体に対し、団体の設立及び自立を促すために交付する助成金
- (4) まちづくり助成金 設立後3年以上の市民活動団体に対し、更なる成長を促すために交付する助成金

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象団体」という）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 各務原市内でまちづくり活動を行うこと。
- (2) 定款、規約又は会則を有すること。
- (3) 各務原市内に在住、在勤又は在学をする市民が5人以上の構成員を有すること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としないこと。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象団体が、第9条の規定による交付決定を受けた日から当該交付決定を受けた年度の3月31日までの間に実施する次に掲げる要件のいずれにも該当する事業で、第8条の各務原市まちづくり活動助成金審査会の採択を受けたものとする。

- （1）各務原市内で実施されるまちづくり活動であること。
- （2）自ら企画運営し、及び実施すること。
- （3）各務原市から他の補助金及び交付金などを受けていないこと。
- （4）営利を目的としないこと。
- （5）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと。
- （6）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと。
- （7）特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反するものでないこと。
- （8）暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有するものが関与しているものでないこと。

（助成金の種類等）

第5条 助成金の種類、助成率、助成金限度額、助成金の額及び助成の制限は、別表第1のとおりとする。

2 助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象団体が実施する助成対象事業に係る経費で、別表第2に掲げるものとする。

（助成対象事業の募集）

第6条 市長は、助成対象事業の募集については、募集要領を定めて実施するものとする。

（応募）

第7条 前条の募集に応じようとする団体（以下「応募団体」という。）は、同条の募集要領に定める期日までに、まちづくり活動助成金事業応募申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）事業予算書
- （3）団体概要書

(4) 定款、規約又は会則等の写し

(審査)

第8条 市長は、前条の規定により応募された事業の採択について審査するため、各務原市まちづくり活動助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 前項の審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

3 事業の採択又は不採択の結果については、第6条の募集要領に定める方法により応募団体に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条の2 前条第3項の規定により採択の通知を受けた団体は、助成金交付申請書（様式第1号の2）に、第7条各号に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請があったときは、助成金の交付の決定又は不交付の決定を行い、助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、当該交付申請をした団体に通知する。

(対象事業の内容の変更)

第10条 前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた団体（以下「助成団体」という。）は、助成金の交付の決定を受けた助成対象事業（以下「助成事業」という。）の計画の変更（廃止及び中止を含む。）をしようとする場合は、あらかじめ、助成事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、助成対象経費の額が第8条の2の規定による助成金の交付申請時より増額したとしても、助成金の増額は行わないものとする。

(変更決定通知)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、承認又は不承認の別を決定し、助成事業計画変更承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、助成団体に通知するものとする。

2 前項の規定により助成事業の計画の変更を行ったもののうち、助成事業の廃止又は中止をしたときは、助成団体は、既に交付を受けた助成金の全額を市長に返還しなければならない。

(助成事業の実施報告)

第12条 助成団体は、助成事業が完了したとき、又は助成事業の廃止若しくは中止の承認を受けたときは、助成事業実施報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書等、助成対象経費に係る支出を確認することができるもの

2 前項の実施報告書の提出は、助成事業の完了の日（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日とする。）から起算して30日以内又は交付決定した年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(助成金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第6号）により助成団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した助成金の額が、既に交付した助成金の額を下回る場合は、助成団体からその差額を返還させなければならない。

(助成金の交付)

第14条 助成金の交付は、前条の規定により確定した額を助成事業が完了した後に実施するものとする。ただし、市長が助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、第9条の規定による助成金の交付決定を通知した後に、全額又は一部を事前に交付することができる。

2 助成団体は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、助成団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 助成金を他の用途に使用したとき。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 助成事業に関する申込み、申請、報告、実施等について不正な行為があったとき。

(4) その他助成金の運用が不相当と認めたとき。

(助成金の返還)

第16条 市長は、前条の規定による助成金の交付の決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金の交付がされているときは、助成団体に対し期限を定めて、助成金の返還をさせるものとする。

(関係書類の保存)

第17条 助成団体は、助成事業の収支に関する帳簿、領収書その他の関係書類を、助成金の交付を受けた年度の3月31日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日決裁）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市まちづくり活動助成金交付要綱の規定（様式第2号を除く。）は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する各務原市まちづくり活動助成金について適用する。

附 則（令和6年3月6日決裁）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第4号の規定は、この要綱の施行の日以後に募集を開始する各務原市まちづくり活動助成金について適用する。

別表第 1（第 5 条関係）

スタート助成金

区 分	1 年目	2 年目
助成率	2 / 3 以内	1 / 3 以内
助成金限度額	1 0 0 , 0 0 0 円	5 0 , 0 0 0 円
助成金の額	助成金の額は、次に掲げる算定方法により算出した額（それぞれ算出した額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を比較して、いずれか少ない額とする。 （1）助成対象経費に助成率を乗じて得た額 （2）総事業費から事業の実施に伴って得られる国又は県補助金、利用料金その他収入を控除して得た額 （3）助成金限度額	
助成の制限	（1）1 つの助成対象団体につき 1 年に 1 回、通算して 2 年（2 回）までを限度とする。 （2）同一年度にまちづくり助成金の申請はできない。 （3）当該助成事業の終了した年度の翌年度はまちづくり助成金の申請はできない。	

まちづくり助成金

区 分	1 年目	2 年目
助成率	2 / 3 以内	1 / 3 以内
助成金限度額	3 0 0 , 0 0 0 円	1 5 0 , 0 0 0 円
助成金の額	助成金の額は、次に掲げる算定方法により算出した額（それぞれ算出した額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）を比較して、いずれか少ない額とする。 （1）助成対象経費に助成率を乗じて得た額 （2）総事業費から事業の実施に伴って得られる国又は県補助金、利用料金その他収入を控除して得た額 （3）助成金限度額	
助成の制限	（1）1 つの助成対象団体につき 1 年に 1 回を限度とする。 （2）同一助成対象事業に対しては通算して 2 年（2 回）までを限度とする。 （3）当該助成事業の終了した年度の翌年度はまちづくり助成金の申請はできない。	

別表第 2（第 5 条関係）

費用分類		種類
1	人件費	賃金等
2	報償費	講座又は講演会を実施する場合の講師への謝礼等
3	旅費	研修参加の交通費及び宿泊代等
4	需用費	消耗品代、印刷費及び材料費等
5	役務費	通信費及びボランティア保険料等
6	使用料	会場使用料等
7	賃借料	機械機器の借上げ料等
8	委託料	業務委託料等
9	備品費	備品の購入に係る費用
1 0	負担金	研修参加費及び受講料
1 1	その他	第 1 項から第 1 0 項までに掲げる経費のほか、市長が特に必要と認めるもの

年 月 日

（宛先）各務原市長

申込者 団体名

住 所

代表者氏名

ま ち づ く り 活 動 助 成 金 事 業 応 募 申 込 書

各務原市まちづくり活動助成金交付要綱第7条の規定により、助成対象事業に応募したく関係書類を添えて申し込みます。

記

1 助成金の区分（該当する方を○で囲んでください）

スタート助成・まちづくり助成

1年目・2年目

2 助成事業名

3 助成金交付申請予定額

4 添付書類

5 その他

募集要領に記載の内容について了承しました。

様式第 1 号の 2（第 8 条の 2 関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者

 団体名

住 所

代表者氏名

助 成 金 交 付 申 請 書

各務原市まちづくり活動助成金交付要綱第 8 条の 2 の規定により、助成金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 助成金の区分（該当する方を○で囲んでください）
スタート助成・まちづくり助成
1 年目・2 年目
- 2 助成事業名
- 3 助成金交付申請額
- 4 添付書類
- 5 その他

助成金交付（不交付）決定通知書

各務原市指令 第 号
年 月 日

団体名
住 所
代表者氏名

各務原市長 印

年 月 日付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり交付（不交付）決定したので通知します。

助成年度	年度
助成事業の名称	
助成事業の目的	
交付決定額	円
交付条件	1 この助成金は、上記目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外に支出できないこと。 2 この助成金について、目的外又は不当な支出等があったときは、助成金の返還を命ずるものであること。 3 事業の内容の変更・中止・廃止をする場合は、市長の承認を受けること。 4 事業が完了したときは、助成事業実施報告書を提出すること。 5 市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。

様式第3号（第10条関係）

助成事業計画変更承認申請書
（変更・中止・廃止）

年 月 日

（宛先）各務原市長

団体名
住所
代表者氏名

各務原市まちづくり活動助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

交付指令年月日等	各務原市指令 第 号 年 月 日
助成事業の名称	
助成事業の変更の内容	
変更・中止・廃止の理由	
添付書類	

様式第4号（第11条関係）

助成事業計画変更承認（不承認）決定通知書
（変更・中止・廃止）

第 号
年 月 日

団体名
住所
代表者氏名

各務原市長 印

年 月 日付けで変更申請のあった助成事業については、下記のとおり決定したので、各務原市まちづくり活動助成金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

承認内容	1. 事業内容の変更を承認する。 1. 事業の中止を承認する。 1. 事業の廃止を承認する。 1. 申請を不承認とする。
特記事項	
助成事業の名称	
交付指令年月日等	各務原市指令 第 号 年 月 日
交付決定金額の変更	有 無 円（変更前 円）

年 月 日

（宛先）各務原市長

団体名
住所
代表者氏名

助成事業実施報告書

各務原市まちづくり活動助成金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により助成事業の実施の結果を報告します。

記

- 1 助成金の区分（該当する方を○で囲んでください）
スタート助成・まちづくり助成
- 2 実施した助成事業名
- 3 助成金実績額
- 4 添付書類
- 5 その他

助 成 金 確 定 通 知 書

第 号
年 月 日

団体名
住所
代表者氏名

各務原市長 印

年 月 日付けで実施報告のあった助成事業については、次のとおり助成金の額を確定したので、各務原市まちづくり活動助成金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により通知します。

交付確定額	円
助成年度	年度
助成事業の名称	
交付指令年月日等	各務原市指令 第 号 年 月 日
交付決定額又は 前払額	円
精算額	円

年 月 日

（宛先）各務原市長

請求者	団体名
	住 所
	代表者氏名

助 成 金 交 付 請 求 書

各務原市まちづくり活動助成金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により助成金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請求金額	円
助成年度	年度
助成事業の名称	
交付指令年月日等	各務原市指令 第 号 年 月 日
交付決定額又は確定額	円

（振込先情報）

金融機関名	銀行 金庫 農協 信用金庫 支店 出張所
口座番号	普通・当座
ふりがな	
口座名義人	

(2)各務原市まちづくり活動助成金審査会設置内規

P59-60

各務原市まちづくり活動助成金審査会設置内規

(令和4年3月8日決裁)

(趣旨)

第1条 この内規は、各務原市まちづくり活動助成金審査会（以下「審査会」という。）について、各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、各務原市まちづくり活動助成金交付要綱（平成26年3月31日決裁）第7条の規定により提出されたまちづくり活動助成金事業応募申込書の内容について、次に定める基準により審査する。

- (1) 市が助成するにふさわしい市民活動団体であること。
- (2) 地域課題の解決に向けて行う取組で、公益的なものであると認められること又は当該取組による効果が期待できること。
- (3) 事業計画及び実施体制が適切で、事業を継続的に実施できること。
- (4) 経費の積算が適切であること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会関係者
- (3) 市民活動団体の関係者
- (4) 産業界の各種団体の関係者
- (5) 農業界の各種団体の関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(会議)

第4条 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が非公開とすべき理由がないと認めるときは、その範囲において、これを公開することができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、市長公室まちづくり推進課において処理する。

(その他)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日決裁）

この内規は、決裁の日から施行する。

「各務原市附属機関設置条例」は
各務原市例規集でご確認いただけます。



[http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/
reiki_int/reiki_honbun/i314RG00000854.html](http://www2.city.kakamigahara.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/i314RG00000854.html)